

# SMC金融・経済マーケットレポート

Reporter Your Financial Brain SMC 豊島 健治

## 署名捺印書類は保存せよ (記憶はいつも曖昧)

先月で「銀行取引約定書」解説シリーズを終えた。終えた今、もう一つだけ云っておかなければならないことを感じている。それは、「署名捺印した契約関係書類は用済みになるまで保存しておけ」ということである。

このところ、金融機関による「金利引上げ要請」が相次いでいる。この要請に対しどう答えるかは立場の弱い中小企業の社長にとって悩ましいところである。

「金融機関との円滑な取引関係を維持したい」という思いと「利益が出ない中、金利負担はできるだけ軽くしたい」という思いが交錯し、更には「ゼロ金利下にあるのに何故上げるんだ」「もっと利益を出せと云っているくせに」という不満等が複雑に入り交じり、全面拒否はできないが無条件受入れも我慢しがたい、せめて引上げ巾を圧縮させようという結論になるのが一般的なように見える。相談を受ければ、私もそのように勧めるしかないのが現実である。しかし、それでも金融機関の動き方にはルールがあることを知っておく必要がある。

銀行はどんな場面で金利を上げにかかるのだろうか。

一般的には、政策金利や市場金利が上昇するという「金融情勢の変化」があった時引上げにかかる。銀行取引約定書第3条にもはっきりそう書いてあるし、客観的に云っても仕方ない理由の引上げである。しかし、「今」はその時ではない。現在起こっている金利引上げは、敢えて云えば同じ第3条の「その他相当の事由がある場合」という条文に依拠している。しかも「その他相当の事由」が何を指すのかは極めて曖昧で、「銀行の都合」で決るのが現実である。

そう、今銀行は自分の都合で金利引上げにかかっているのである。

但し、その場合でも、上げ方にはルールがある。無闇に上げているのではない。

先ず、手貸。殆どの社長が理解しているように、これは書替時に上げることになる。手形期日が到来する前に上げることはない。手形期日は3ヶ月、

あるいは6ヶ月毎に訪れるから銀行も急いで上げる必要がないのだ。

問題は証貸(証書貸付)である。3年、5年、あるいは10年と期間が長い借入は、銀行と金銭消費貸借契約証書と呼ばれる契約書を取り結んでいる(だから証書貸付と呼ぶ)。証貸では、期間が長期に及ぶので金利変更ルールを予め決めておくのが普通である。昔はその都度金利変更の交渉をしていたが、取引透明性確保の視点から10数年前から予め金利変更ルールを定めるようになった。この場合、契約書自体に変更ルールを定めるケースと、別に特約書を交わして変更ルールを定めるケースがあるが、金利変更のルール自体は予め決まっているのである。問題は、債務者がこの変更ルールをよく理解していないため、簡単に「新しい金利変更特約書」に署名捺印してしまっている可能性があることだ。

銀行は、証貸の金利引上げを行おうとする場合、当初定めた金利変更ルールを修正する必要が生じる。例えば当初の適用金利のルールが「短プラ+1.00%」となっていたとしたら短プラが上がらない限り貸出金利を上げられない。そこで、尚1%金利を上げたい場合、別途「金利変更の特約書」等で「短プラ+2.00%」等と基本ルールを変える必要が生じるのだ。逆に云えば、ルールを変えない(特約書にサインしない)限り、金利引上げ出来ないのだ。

しかし、肝心の契約書や特約書の写しを債務者が持っていない(紛失、若しくは貰っていない)ためどういうルールを結んでいるのかも判然としない。だから、錯綜した心理状態のまま銀行に押し切られてしまう。

かくして表題の「署名捺印書類は保存せよ」との結論になるのだが、これは銀行に出す書類だけに云えることではない。保証協会に提出する書類(委託申込書、委託契約書)にも云えることである。銀行員に提出書類を作って貰うのはよいとして、控え書類がないため「どんな内容が書かれていたのか」がよく分からない。金額、期間、保証人だけでなく、金利、担保条件等々他にも知っておきたいことは多いものだ。

お任せで良い時代は終わったことを再認識して欲しい。細かいことまでと思うかもしれないが、悲しい哉、いつ問題が生じるかもしれない時代となってしまった。